

ANDERSON  
MŌRI &  
TOMOTSUNE

# ベトナム最新法務事情

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 外国法共同事業

パートナー弁護士 福田 一翔

2023年12月8日

## I. AMTのご紹介

---

## 講師紹介



### 福田 一翔

パートナー

TEL: +84-28-3822-0724

Email: [kazuhiro.fukuda@amt-law.com](mailto:kazuhiro.fukuda@amt-law.com)

#### 取扱案件

ベトナム法務  
M&A (国内、クロスボーダー)  
コーポレート  
規制当局対応・危機管理・紛争解決

#### 主な業務

国内外のコーポレート・M&A・各種クロスボーダー案件を取り扱っております。  
2018年からのベトナム駐在により、ベトナム関連法務について幅広い対応経験を有しております。  
また、民間企業コンプライアンス部門への出向経験があり、コンプライアンス・不祥事対応にも幅広い経験を有しております。

#### 経歴

2004年3月 渋谷教育学園幕張高等学校卒業  
2008年3月 慶應義塾大学法学部卒業  
2010年3月 慶應義塾大学法科大学院卒業  
2011年12月 最高裁判所司法研修所修了 (64期)  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所  
2016-17年 米国ニューヨークの総合商社勤務  
2018年11月 University College London卒業 (LL.M.)  
2018年～ ベトナム駐在開始  
2022年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー就任

#### 著作物・セミナー

- ・ 「ベトナムM&Aの実務」 2022年11月
- ・ 「ベトナムでの駐在員事務所・法人設立に関するタイムライン」 2022年8月
- ・ 「データ越境移転規制の最新動向 ベトナム」 2022年4月
- ・ 「実務で役立つ 世界各国の英文契約ガイドブック」 2019年4月
- ・ 「世界各国英文契約の旅～アメリカから世界一周～第3回 アメリカ編 (3)」 2017年6月

その他多数

## 日本最大規模の総合法律事務所

- **560名の日本弁護士並びに64名の外国法弁護士**が所属する日本における最大規模の総合法律事務所 [2023年11月時点]
- 旧アンダーソン・毛利法律事務所（1952年設立）と旧友常・木村法律事務所（1967年設立）が2005年に合併により誕生
- 2015年4月に、ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所（外国法共同事業）の主力弁護士と経営統合

合併・統合による得意分野の相乗効果と、一層の規模の拡大により、いっそう幅広く質の高いリーガル・サービスを機動的に提供し、多種多様な依頼者が直面するあらゆる法律問題や複雑な分野横断的の案件に対して、迅速かつ的確に対応することが可能

## 国内外にわたるハイクオリティのワンストップサービス

- 日本における最大級の法律事務所として、総合的なサービスを提供
  - 日常的な企業法務相談、M&A/会社法及び金融取引から事業再生、訴訟及び税法等に至るまで、あらゆる法律問題に対し、ワンストップで対応
  - 複合的な法律問題に対し、異なる分野の専門家によるチーム組成が可能
  - 大規模化と所内調整により、スピーディーな対応を実現
- 高度な法律問題への対処と高いクオリティの実現
  - 70年にわたる実績と信頼
  - ノウハウの蓄積と所内における共有
  - 所内外を通じた自己研鑽により、常に最先端の法律問題に精通
- 国内案件のみならず、クロス・ボーダー案件にも精通
  - クロス・ボーダー案件に対する本邦随一の経験と実績
  - 広大な海外法律事務所との間のネットワーク
  - 日本におけるHome Country Counselとしての海外案件サポート業務

# 世界各地とのネットワーク

## European Best Friendsとの緊密な関係

Slaughter & May (UK), Hengeler Mueller (Germany), etc.

ドイツ、フランス、  
スペイン、イタリア、スウェーデン、  
ハンガリー、トルコ 他

○ ○ AMTブリュッセルオフィス

AMT ロンドンオフィス

AMT 北京オフィス

AMT 上海オフィス

(上海リーグ法律事務所と共同事業オフィス設置)

香港提携事務所  
(Nakamura & Associates)

AMT バンコクオフィス

ナイジェリア、  
南アフリカ 他

AMT シンガポールオフィス

AMTジャカルタデスク  
(H & A Partners)

中国、インド、インドネシア、  
ベトナム、マレーシア、香港、  
ミャンマー、韓国 他

## アジア各国でのオフィス、 トップファームとの連携

Bangkok, Ho Chi Minh, Singapore, Jakarta etc.

## 米国のトップファームとの 多数の協働実績・人事交流

Cravath, Swaine & Moore, Davis Polk & Wardwell, etc.

アメリカ  
カナダ

AMT 東京・大阪・名古屋オフィス

メキシコ

ハワイ

ブラジル、チリ、  
コロンビア 他

オーストラリア

ニュージーランド

# 国際的な高評価

## Chambersの評価において国内法律事務所最多のBand 1 (最高位) 評価を獲得

- Band 1: Banking & Finance, Capital Markets, Capital Markets: Securitization & Derivatives, Corporate/M&A, Dispute Resolution, Intellectual Property, **Chambers Global 2022**
- Band 1: Banking & Finance, Capital Markets, Capital Markets: Securitisation & Derivatives, Competition/Antitrust, Corporate / M&A, Dispute Resolution, Employment, Insurance, Intellectual Property, Life Sciences, Projects & Energy, Real Estate, Restructuring / Insolvency, Tax, **Chambers Asia-Pacific 2022**
- Tier 1: Banking, Capital Markets (Debt, Equity, Structured Finance and Securitisation), M&A, Project equity, Project Development, Project Finance, **IFLR1000 2021-2022**
- Outstanding: Banking & Finance, Capital Markets, Competition & Antitrust, Construction, Dispute Resolution, Investment Funds, Labour & Employment, Regulatory, Restructuring & Insolvency, Tax, Banking and financial services, Energy, Infrastructure, Insurance, Pharmaceuticals and life sciences, Real estate, **Asialaw Profiles 2022**
- Tier 1: Antitrust and Competition, Banking and Finance, Capital Markets, Corporate/M&A, Dispute Resolution, Fintech, Intellectual Property, Investment Funds, Labour and employment, Projects and Energy, Real Estate and construction, Restructuring and Insolvency, Risk management and investigations, Tax, TMT, **The Legal 500 Asia Pacific 2022**
- Litigation Law Firm of the Year, Restructuring and Insolvency Law Firm of the Year, Equity Market Deal of the Year, M&A Deal of the Year (Midsize), **ALB Japan Law Awards 2021**
- Band 1: Legal Department, Chambers FinTech 2022



## AMTのベトナム・プラクティス

---

- 当事務所では、**2000年代後半よりベトナムの現地法律事務所やJICAに継続的に出向者を派遣し、日本企業のベトナム進出や日系現地法人の事業に関するサポート**を行って参りました。
  
- 近年、日本企業のベトナム進出が進んできたことから、日本企業の多種多様なニーズに応えるべく、**2015年5月にホーチミンオフィス、2022年11月にハノイオフィスを設立**いたしました。ベトナムプラクティスの主な業務は以下のとおりです。
  - 日本企業によるベトナム企業の**買収・投資・PMI・エグジット**
  - 日本企業による**ベトナム現地法人の立ち上げ**
  - 日本企業のベトナムにおける**インフラ開発案件・不動産開発案件**
  - 日系現地法人の**労務・一般企業法務**に関するアドバイス
  - 日系現地法人のベトナムにおける**紛争解決（訴訟・ベトナム仲裁）**



## 案件の遂行体制

---

- **当事務所東京オフィスとホーチミン・ハノイのオフィスが緊密に連携して案件遂行にあたります。**
- **シンガポール、香港、バンコク、ジャカルタ等他のアジア地域のオフィスとも必要に応じて連携して案件遂行に当たりますので、複数の国・地域にまたがる複雑な案件も処理可能です。**
- **ホーチミンオフィスは年々規模を拡大し、現在、日本人パートナー弁護士2名、ベトナム人パートナー弁護士1名を含む**20名超の規模の陣容**となりました。**ハノイオフィス**も開設し、幅広いリーガルサービスをワンストップで提供できます。**

## II. ベトナム最新法務事情

---

# 個人情報保護政令

---

- 初の包括的個人情報保護法令（Decree 13/2023/ND-CP）が2023年7月1日施行
- 公安省A05への報告書の提出義務
  - 個人情報の処理影響評価書と域外移転影響評価書
  - 処理開始・域外移転開始から60日間の期限
  - 提出用ポータル未開設、A05による審査の遅滞
- 域外移転先との間の契約書の作成
- 個人情報保護担当者の選任
- 情報主体からの同意取得方式の厳格化
  - 明示的・印刷可能・目的ごとに個別に、など
- 個人情報保護に関する体制構築
  - 内規の作成
  - システムやセキュリティの構築

## ワークパーミット関連法令

---

- 労働法の細則を改正するDecree 70/2023/ND-CPが2023年9月から施行
- 外国人専門家・技術者の条件緩和
  - 専門家：学士号以上かそれに準ずる学歴＋職務に関連する3年以上の実務経験
  - 技術者：職務に関連する1年以上の研修＋3年以上の実務経験
  - 「職務に関連する専門分野の学位」は不要に
- 外国人労働者雇用の前提としてのベトナム人労働者の募集義務
  - 外国人労働者を雇用する仕事についてベトナム人向けの募集情報をMOLISAが各省の人民委員会が運営する求人サイトに15日以上掲載
  - 2024年1月1日以降に、外国人労働者雇用承認申請を行う場合に適用されるため、来年派遣予定の駐在員について要注意

## オフショアローンに関する中銀通達

- オフショアローンについて規制する中銀通達の改正Circular 08/2023/TT-NHNNが2023年8月から施行
- 資金使途に関する規制の修正
  - 短期ローン：①オフショアローンの借換え、②短期金銭債務（国内ローンの元本債務は除く）の返済に限定
  - 中長期ローン：①投資プロジェクトの実施、②事業・生産計画・その他プロジェクトの実施、③既存オフショアローンの借換えに限定
  - 文言は修正されているが、「その他プロジェクトの実施」の範囲は不明確
  - 詳細な利用計画書の提出等の提出が必要
- 資金使途ごとの借入限度額規制
- 当初予定されていた借入費用の上限設定・為替ヘッジ義務に関しては見送り

## 入管法改正

---

- 外国人の出入国等について規定する入管法の改正（Law 23/2023/QH15）が2023年8月から施行
- 日本人を含む一定の対象国の外国人のビザ免除期間が15日間から45日間に延長
- 電子ビザ（E-visa）の有効期間が、30日間から90日間に延長され、シングルエントリー・マルチプルエントリーのビザが発給

## 法令の制定・改正に向けた動き

---

### ■ 社会保険法改正案（2023年3月に公開）

- 社会保険加入義務者の変更  
→試用期間やパートタイムの労働者も対象になる可能性
- 社会保険料算定の基礎の変更  
→「給与支払い時に定期的に支払われる」という条件が削除される可能性
- 社会保険料未払いに関する罰則の変更  
→違反期間に応じて、インボイスの発行停止や管理者の出国禁止などの可能性

### ■ 土地法改正案（2023年3月に公開）

- 土地使用权を一括支払い済みの国内企業が保有する土地使用权や建物について、金融機関以外も担保設定できるようになる可能性

## 連絡先

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所 外国法共同事業

URL: <https://www.amt-law.com>

### 東京オフィス :

〒100-8136

東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング

### ホーチミンオフィス :

Unit 2, 23<sup>rd</sup> Floor, Saigon Centre Tower 2  
67 Le Loi Street, Ben Nghe Ward, District 1  
Ho Chi Minh City

### ハノイオフィス :

30th Floor East Tower, Lotte Center Hanoi  
54 Lieu Giai Street, Cong Vi Ward, Ba Dinh District  
Hanoi

弁護士 福田 一翔

TEL : +84-28-3822-0724 | +81-3-6775-1252

Email: [kazuhiro.fukuda@amt-law.com](mailto:kazuhiro.fukuda@amt-law.com)